

	<h1>とよま F A X ニュース</h1> <p>1日と15日の月2回、経営に役立つ情報をお届けします。</p>	URL http://www.to-yama.com e-mail tji@to-yama.com
		TEL 03 (5285) 4123 FAX 03 (5285) 4124
第 197 号	公認会計士・税理士法人 とよま 〒169-0075 新宿区高田馬場 1-31-18 高田馬場センタービル 6F	発行 2017/11/1

扶養控除等申告書の電子データ保存も可能に

所轄税務署長への申請等により電子データ保存が可能

11月に入りますと「平成30年分給与所得者の扶養控除等申告書（以下、扶養控除等申告書）」の配布等を進めている会社も多くなってきます。この扶養控除等申告書は、現状紙ベースで保存するのが一般的です。

ところが、『源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供に関する特例制度』の適用を受ければ、従業員から提供される「扶養控除等申告書に記載すべき事項」を、会社側が「電子データ」で保存することが認められます。この制度の適用を受けるためには「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の申請書」を提出し所轄税務署長から承認を受ける必要があります。

改正後の「配偶者控除等申告書」も特例の対象

この特例は29年度改正によりその名称が変更された「給与所得者の配偶者控除等申告書（変更前：給与所得者の配偶者特別控除申告書）」も対象となっています。

申請書の承認は「みなし承認」・提出期限は特に定め無し

上記のようにこの制度の適用を受けるためには所轄税務署長からの承認を受けることが必要ですが、承認申請書を提出した月の翌月末日までに承認又は承認しないことの決定通知がなければ、承認があったものとみなされる、いわゆる「みなし承認」となっています。また、承認申請書の提出期限は設けられていません。一度承認を受ければ、取りやめに関する届出書を提出しない限り継続します。

つまり、平成30年分の扶養控除等申告書についてこの制度の適用を受けるためには、11月末日までにこの申請書を所轄税務署長に提出しなければならないので注意が必要です。

紙資源・スペース削減の観点から、電子データ保存はこれからますます増えていくものと思われます。

（文責：山岸）

【参考：HP】

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/6089_01.htm

https://www.nta.go.jp/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/annai/pdf2/6089_01-2801.pdf

FAXニュースは希望者の方に無料で配信させて頂いております。 配信の追加・停止につきましては、当所までご連絡ください。